

平成 30 年度 横手市保育所の民営化に係る設置・運営法人公募要項

「横手市教育・保育施設整備計画及び公立保育所民営化計画」に基づき、2021 年（平成 33 年）4 月 1 日から下記の保育所の設置・運営を民営化し、社会福祉法人等に移管するにあたり、移管先法人を本要項により公募します。

※「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」の施行期日は、政令で平成 31 年 4 月 30 日と確定していますが、「元号法」に基づく新元号が未定であるため、本要項では平成 31 年 5 月 1 日以降について西暦と現在の元号を併記しています。

1 移管する保育所の概要

(1) 川西保育所（図面等は別紙 1 を参照）

名 称	川西保育所
所 在 地	横手市大森町袴形字南越前林 1 番地
現 定 員	60 人
開 所 時 間	午前 7 時 30 分～午後 7 時（延長保育時間を含む。）
保育サービス	延長保育 一時預かり
建 築 年 月	平成 18 年 9 月
構 造	木造平屋建
面 積	敷地面積 3,596.89 m ² （うち屋外遊戯場 1,229 m ² ） 延床面積 598.41 m ²
主な施設内容	乳児室 16.53 m ² 、ほふく室 22.73 m ² 、保育室（4 室）146.65 m ² 遊戯室 133.14 m ² 、調理室 26.99 m ² 、調乳室 3.31 m ² 医務室 6.61 m ² 、トイレ 26.72 m ² その他（事務室、倉庫ほか）215.73 m ²
設 備 等	駐車場有（13 台）、通園バスなし

(2) 十文字保育所（図面等は別紙 2 を参照）

名 称	十文字保育所
所 在 地	横手市十文字町梨木字羽場下 10 番地 113
現 定 員	160 人
開 所 時 間	午前 7 時 30 分～午後 7 時（延長保育時間を含む。）
保育サービス	延長保育 一時預かり
建 築 年 月	平成 13 年 11 月（平成 22 年 3 月 乳児保育専用棟を増築）
構 造	木造一部鉄筋コンクリート造平屋建
面 積	敷地面積 8,477.62 m ² （うち屋外遊戯場 1,777.50 m ² ） 延床面積 1,748.01 m ²
主な施設内容	乳児室（3 室）190.68 m ² 、ほふく室 71.28 m ² 、保育室（8 室）359.81 m ² 遊戯室 229.87 m ² 、調理室 37.47 m ² 、調乳室（2 室）18.90 m ² 医務室 9.72 m ² 、トイレ 50.50 m ² その他（事務室、倉庫ほか）779.78 m ²
設 備 等	駐車場有（30 台）、通園バスあり

2 移管予定時期

2021年（平成33年）4月1日

3 法人選定・民営化スケジュールの概要

年 度	月 日	内 容
平成30年度	10月5日	公募要項及び応募書類配布開始
	10月5日～18日	公募要項等に関する質疑及び回答
	11月30日	応募受付締切
	12月下旬	第1回民営化法人候補者選定委員会開催 概要説明、審査基準・評価方法協議、事前書類審査
	1月中旬	第2回民営化法人候補者選定委員会開催 事業提案説明（プレゼンテーション）、審査
	1月下旬	民営化法人決定
2019年度 （平成31年度）	4月～3月	法人、保護者、関係機関との調整
2020年度 （平成32年度）	4月～3月	引継保育の実施
2021年度 （平成33年度）	4月1日	民営化移行

4 応募資格

次に掲げる条件を全て満たす者とします。

- （1）横手市内で特定教育・保育施設または特定地域型保育事業を現に運営している法人または移管する保育所と同じ地域（旧市町村）に事業所を置く社会福祉法人（以下「法人」という。）であること。
- （2）社会福祉事業に熱意と識見を有し、新たに保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信用を有している法人であること。
- （3）本市の保育行政を理解し、これに積極的に協力する法人であること。
- （4）法人等の代表者の租税に未納が無いこと。
- （5）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない法人であること。
- （6）会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない法人であること。
- （7）民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない法人であること。
- （8）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団またはその構成員の利益につながる活動を行う法人に該当しないこと。

5 移管に伴う条件等

【土地・建物・備品等について】

(1) 土地

- ①土地は当分の間、「横手市普通財産貸付料算定基準」（参考資料1）による有償貸付とします。
- ②土地は教育・保育及び子育て関連事業以外の用途に供することはできません。
- ③市の承諾なく土地の形状の変更を行うことはできません。
- ④市の承諾なく新たな施設等を建設または設置することはできません。
- ⑤市の承諾なく第三者へ土地を転貸することはできません。
- ⑥移管後の土地の維持管理については、移管先法人の責任により自己負担で行うこと。

(2) 建物

- ①建物（設備・附帯工作物・園庭遊具等を含む。）は現状のまま無償譲渡します。なお、建物の無償譲渡については、横手市議会の議決が必要なため、議決後に契約を締結します。
- ②譲渡を受けた建物については、移管先法人が所有権移転登記後、直ちに法人の基本財産に編入すること。
- ③移管先法人は、譲渡契約の締結後、譲渡した財産に数量の不足その他の隠れた瑕疵のあることを発見しても、市に対し損害賠償の請求または契約の解除を求めることはできないものとします。
- ④譲渡を受けた建物については担保に供さないこと。ただし、独立行政法人福祉医療機構に対して担保に供する場合を除きます。
- ⑤譲渡を受けた建物については、教育・保育及び子育て関連事業以外の用途に使用することはできません。
- ⑥移管後の建物の維持管理については、移管先法人の責任により自己負担で行うこと。

(3) 備品

- ①移管する保育所の備品については、原則として無償譲渡します。ただし、情報関連機器（パソコン、プリンター、ソフト等）及び賃貸借契約により市が借り上げている物品については、譲渡対象から除きます。
- ②譲渡を受けた備品については、教育・保育及び子育て関連事業以外の用途に使用することはできません。

【保育所運営について】

(1) 関係法令等の遵守

保育所の運営にあたっては、社会福祉法、児童福祉法、秋田県保育所の設置及び運営に関する基準を定める条例（以下「県設備運営基準条例」という。）等関係法令及び通知、市の指導等を遵守し、移管先法人自らが経営すること。

(2) 開所時間及び休所日

- ①開所時間は、移管前の時間帯(午前7時30分から午後7時00分)と同等とすること。
(延長保育時間を含む。)
- ②休所日は、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日とすること。
- ③ただし、①、②を超える開所時間及び開所日を設けることは妨げません。

(3) 定員及び受入れ年齢

- ①利用定員については、「横手市子ども・子育て支援事業計画」に基づく保育の提供体制が確保できるよう市が移管先法人と協議の上設定します。なお、川西保育所については60人、十文字保育所については160人を事業提案時の目安とします。
- ②乳児(生後概ね8週以降)から5歳児(就学前)までを受け入れること。

(4) 職員配置

- ①県設備運営基準条例に定める配置基準以上の配置とすること。
- ②施設長は専任とし、児童福祉に熱意を持ち十分な知識を備えていること。
- ③保育士の構成については、個々の保育士の専門性と経験年数に配慮した配置とすること。
- ④保育環境の変化から生じる、子どもや保護者の不安を軽減するため、移管する保育所等に勤務する保育士等非常勤職員が、移管後の保育所での就労を希望する場合は、移管前の雇用条件等の維持・向上に配慮の上、雇用に努めていただくこと。

(5) 保育内容

- ①保育内容については、国が定める保育所保育指針を基本とすること。
- ②移管までの準備期間において、円滑かつ計画的な引継ぎを行い、対象保育所の保育内容を継承していただくこと。
- ③障がい児保育に理解を持ち、障がいの種類、程度に応じた適切な保育を実施するとともに、積極的な受入れを行っていただくこと。
- ④給食は自園調理とし、その提供にあたっては児童の体調や食物アレルギーに対する除去食の実施など、個別の案件に十分な配慮を行っていただくこと。
- ⑤原則として、移管前の年間行事を継承することとし、その他の行事の実施については、保護者の同意を得て行っていただくこと。
- ⑥保護者からの実施の要望が強い行事や特別保育等については、可能な限り実施するよう努め、保育サービスの充実を図ること。
- ⑦地域住民との交流や地域行事への参加の機会を設けるなど、地域に開かれた保育所運営を目指すこと。

【その他】

(1) 保護者との協議

- ①移管先法人は、積極的に保護者との意思疎通を図り、質問・意見・要望等には誠意を持って対応すること。
- ②移管先法人は移管前に、保育所運営について保護者との意見交換の機会を設けること。

- ③保護者に新たな費用の負担を求める必要が生じたときは、市と事前に協議の上、保護者の理解を得て行っていただくこと。
- ④苦情解決体制を整備し、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、市及び保護者に対して明確にすること。

(2) 引継保育の実施

移管にあたっては、環境が変わることによる入所児童への影響や保護者の不安軽減に最大限配慮するため、引継保育を実施します。

- ①引継保育を実施するにあたり移管先法人は、保育所を移管する前年の2020年（平成32年）4月1日から2021年（平成33年）3月31日までの1年間、保育士を嘱託職員として移管前の保育所へ出向させること。また、移管する保育所等に勤務する保育士の中から、法人の出向職員と同等の人数を2020年（平成32年）4月1日から移管先法人の職員として採用すること。
- ②引継保育に従事した移管先法人の保育士及び移管する保育所等から採用した保育士は、移管後も引き続き法人職員として移管する保育所へ勤務させること。
- ③引継保育に従事する移管先法人の保育士の人件費相当分については、市が予算の範囲内で必要と認める額を負担するものとします。

6 応募手続

(1) 提出書類

横手市保育所設置・運営民営化法人応募申込書（様式第1号）及び応募関係書類一覧表（別紙3）に掲げる書類

(2) 提出部数及び規格

- ①正本1部及び副本（複写可）10部
- ②証明書類の原本及び参考資料を除き、提出書類はA4判（両面印刷可）で作成の上、ファイル（A4-S）綴じとすること。なお、表紙と背表紙には、応募先保育所名と法人名を記載すること。
- ③提出書類にはインデックスを貼付し、応募関係書類一覧表（別紙3）に示すインデックスNo.を表示すること。また、インデックスごとに各ページ下部中央にページ番号を記載すること。

(3) 公募要項及び応募書類の配布

平成30年10月5日（金）以降、横手市健康福祉部子育て支援課において配布します。また、横手市ホームページからダウンロードすることもできます。

(4) 応募書類の受付期間及び時間

平成30年10月5日（金）～平成30年11月30日（金）（土・日・祝日を除く）
受付時間：午前9時～午後5時

(5) 公募要項等の配布及び提出先（担当課）

〒013-0023 横手市中央町8番2号

横手市健康福祉部 子育て支援課 保育環境整備係

電話 0182-35-2133 FAX 0182-32-9709 E-mail : kosodate@city.yokote.lg.jp

(6) 提出方法

事前に電話連絡の上、提出先に持参するものとします。（郵送による提出は不可。）

(7) その他

①提出書類は理由の如何を問わず返却いたしません。

②本要項に定める書類のほか、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。

③受付期間終了後は提出された書類等の再提出及び差替えは原則として認めません。

④書類等の作成及び提出に要する経費等応募に係る費用は全て応募者の負担とします。

⑤申請内容等に関し、横手市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、同条例の規定に基づき取り扱うものとします。

⑥申請を取り下げる場合は、取り下げ書（任意の様式）を提出してください。

7 公募要項等に関する質問及び回答

公募要項等に関して質問がある場合は次によることとします。

(1) 提出方法

公募要項等に関する質問書（別紙4）に記入の上、FAXまたは電子メールで提出してください。電話や窓口での口頭による質問は受け付けません。

(2) 提出期間

平成30年10月5日（金）～平成30年10月18日（木）

(3) 回答方法

質問事項及び回答内容はFAXまたは電子メールで順次回答します。また、応募した全ての法人に対して同内容を情報提供します。

8 移管先法人の選定

(1) 移管先法人の選定は、「横手市公立保育所民営化法人候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、書類審査及び事業提案説明（プレゼンテーション）を行っていただき、その審査結果に基づき移管先法人の候補者を選定します。（事業提案説明の日時・場所等の詳細については、公募期間終了後にあらためて通知します。）

(2) 選定委員会からの報告を受け、市が移管先法人を決定します。また、選定結果は市ホームページ等で公表し、応募した全ての法人等に対し書面で通知します。

- (3) 移管先法人の審査は、事業主体としての継続性や安定性等を総合的に勘案するとともに、保育所運営に関する条件を満たし、保育内容の継続・向上が可能であるかについて、「公立保育所民営化法人の選定に係る評価項目」(別紙5)に基づき審査します。

9 覚書の締結

市が当該事業に関する保育所設置・運営法人と決定した法人は、運営等について市と覚書を締結することとします。

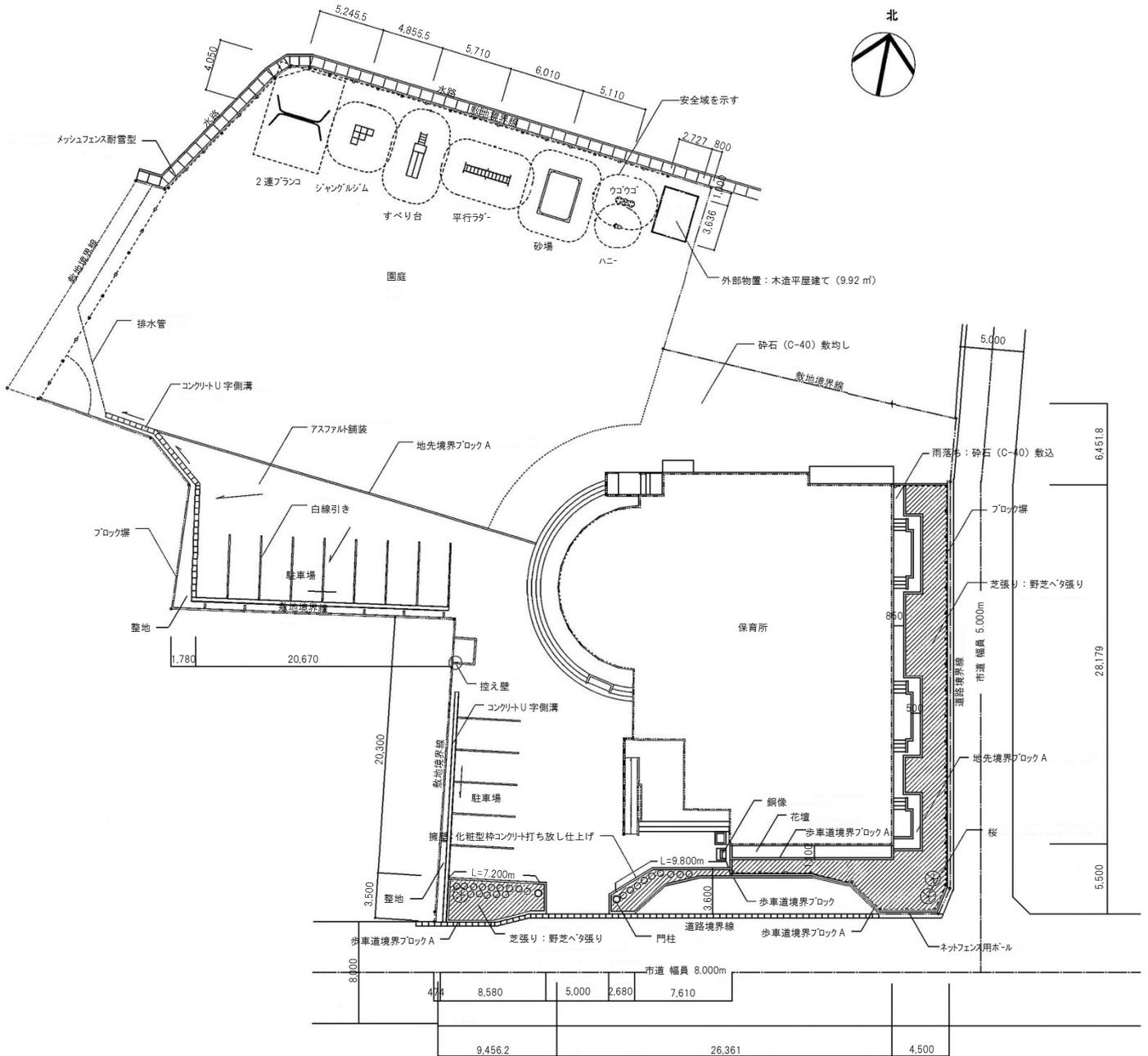
10 その他

- (1) 移管先法人の決定後、保育所の移管及び移管に係る建物の無償譲渡にあたっては、横手市議会において条例改正等の議決が必要となります。仮に条例改正等の議決が得られなかった場合は、移管を停止する場合があります。
なお、市議会の議決が得られなかった場合において、移管先法人が保育所の移管に関して支出した費用等については、一切補償できませんのであらかじめご了承ください。
- (2) 移管先法人の決定後、国や市の制度改正等に伴い、本公募要項に記載した条件及び内容等について、変更する必要がある場合は、市と協議を行い変更するものとします。
- (3) 移管先法人の決定後、移管する保育所の保護者が既設の保育所等の見学を希望された場合は、積極的に対応していただきますようお願いします。
- (4) 上記1から10に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

2. 移管する保育所の図面【川西保育所】

外構平面図

縮尺なし

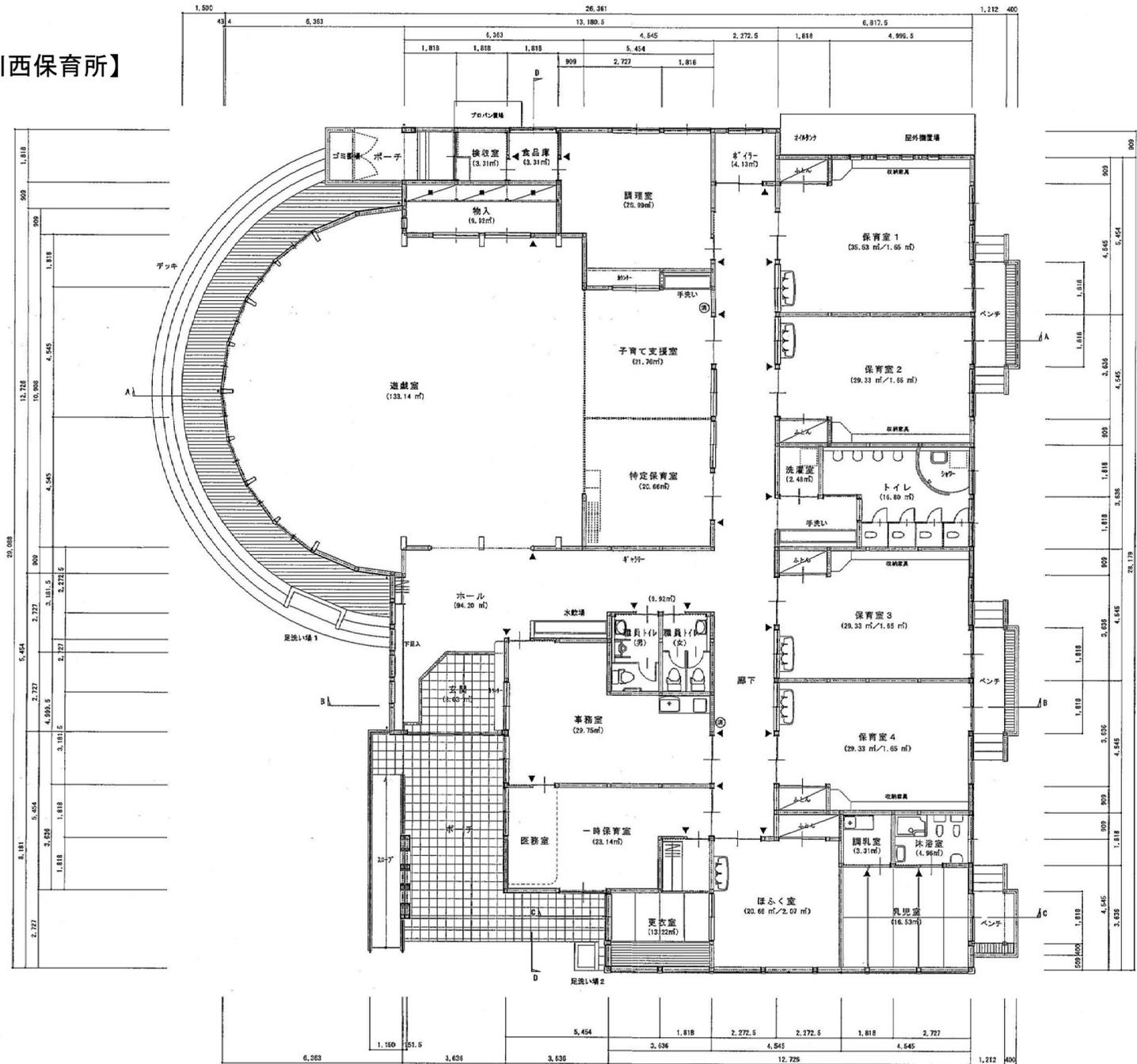


(別紙 1)

3. 移管する保育所の図面【川西保育所】

建物平面図

縮尺なし



- 凡 例
- ▲ 変名札位置を示す。
 - ◎ 消火器ボックス埋込み位置を示す。

4. 保育所要覧【川西保育所】(※個人名等記載箇所は削除しています。)

平成30年度

要 覧



沿革

昭和32年 10月	私立川西保育園創立	(定員60名)
昭和48年 3月	私立川西保育園閉園	(火災)
昭和48年 4月	町立川西保育所創立	(定員60名)
昭和52年 4月	町立川西幼稚園併設	(定員保60名 幼40名)
	町立川西幼児教育センターに改称	
昭和56年 4月	町立川西幼稚園増築	(定員保60名 幼80名)
昭和58年 4月	乳児室・ほふく室内装工事	
平成10年 3月	町立川西幼稚園廃園	
平成10年 4月	町立川西保育所と改称	(定員80名)
平成13年 4月	定員60名に変更	
平成17年 10月	川西保育所と改称	
平成18年 6月	川西保育所改築	

川西保育所

所在地 横手市大森町袴形南越前林1

電話 0182(26)2133 (FAX 共通)

保育理念

- 子ども一人ひとりの人権を尊重し、その育ちを支え適切な援助をする。
- 保護者とのよりよい関係を築きながら子育てを支え、子育てにやさしい環境づくりをする。

保育方針

- 生き生きと楽しく活動し、共に育ち合う子どもに育てる。

保育目標

1. 明るく元気でたくましい子。
2. つよくてやさしい心豊かな子。
3. みんなと仲良く遊べる子。



所内研修 研究主題

「安心・安全な保育所をめざして」
～子どもの命を守るために～

川西保育所の特徴



- 楽しみながら協調性、感受性、集中力を培う事を目的に和太鼓を保育に取り入れて実施し、運動会・発表会・市内各福祉施設での慰問などで披露している。
- 隔月に一回ちよっぴりクッキングデーを計画している。
～楽しく食べて心も体も健康に～をテーマに食育に取り組んでいる。

保育事業

- (1) 乳児保育の実施
- (2) 障害児保育の実施
- (3) 延長保育・午後7時まで
(保育短時間 午前8時30分～午後4時30分)
(保育標準時間 午前7時30分～午後6時30分)
午後7時までの延長保育と土曜日の午後の保育は、保護者の必要に応じて対応します。
- (4) 一時保育の実施
- (5) 特定保育事業の実施

地域活動事業

1. 老人福祉施設訪問など世代交流事業
①老人福祉施設訪問 ②諸行事への招待
③伝承行事継承
2. 地域における子育て支援事業
①運動会の参加
②発表会・観劇への招待
③園開放(月1回)
3. 保護者への育児講座
①食育教室・育児相談開催

歴代所長

昭和48年度～昭和53年6月22日
 昭和53年6月23日～56年度
 昭和57年度
 昭和58年度～昭和62年度
 昭和63年度～平成元年度
 平成2年度～平成4年度
 平成4年5月～平成5年3月
 平成5年度～平成10年度
 平成11年度～平成12年度
 平成13年度
 平成14年度
 平成15年度～平成18年度
 平成19年度～平成23年度
 平成24年度～平成26年度
 平成27年度～平成29年度
 平成30年度～

ディリープログラム

時間	内容
7:30	登所(視診)・あいさつ・生活指導 遊び・幼児が主体的に展開する活動
11:30	お昼寝準備・昼食準備・昼食・片付け
13:00	お昼寝
15:00	目覚め・布団片付け・おやつ
16:00	降所開始(個別検査) 遊び
18:30	延長保育
19:00	



職員一覧

所長		
主任		
保育士		
調理員		
調理員		

クラス編成

年齢区分	組	男	女	計	担任
5歳児	ひまわり	6	11	17	
4歳児	ばら	4	10	15	
3歳児	すみれ	4	11	11	
2歳児	ちゅうりっぷ	3	4	7	
1歳児	たんぽぽ2	4	2	6	
0歳児	たんぽぽ1	3	3	6	
合計			41	62	

保護者会役員

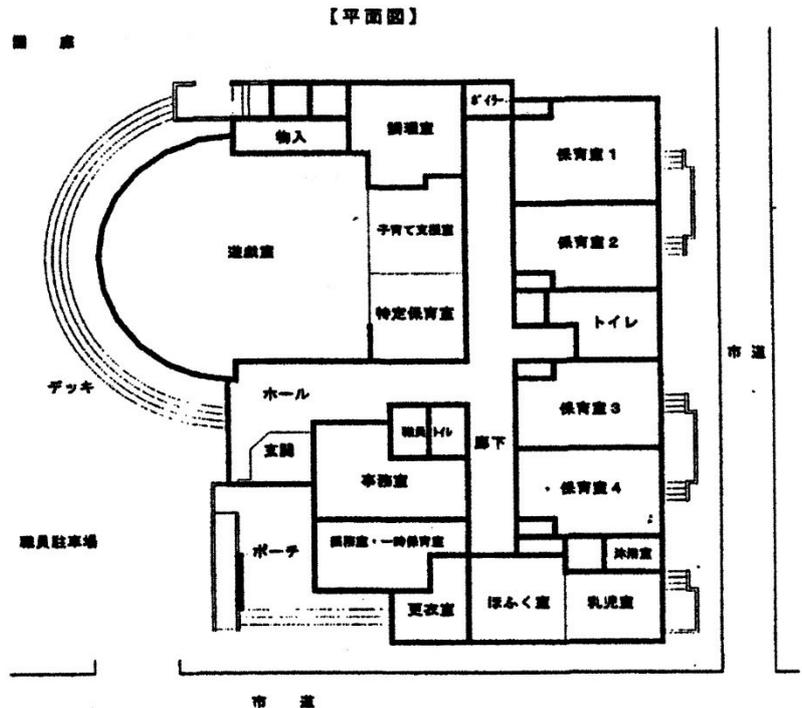
会長	
副会長	
副会長	
会計	
監事	

交通安全母の会役員

会長	
副会長	
役員	
役員	

〔平面図〕

室名	面積
保育室 1	37.18 m ²
保育室 2	30.98 m ²
保育室 3	30.98 m ²
保育室 4	30.98 m ²
乳児・ほふく室	39.26 m ²
子育て支援室	21.76 m ²
特定保育室	20.66 m ²
医務室・一時保育室	23.14 m ²
遊戯室	133.14 m ²
事務室	29.75 m ²
調理室	26.99 m ²
トイレ・シャワー	16.80 m ²
職員トイレ	9.92 m ²
更衣室	13.22 m ²
ホール・廊下	94.20 m ²
倉庫・物置・ボイラー室他	39.45 m ²
計	598.41 m ²
延床面積	598.41 m ²
建築面積	635.87 m ²
園庭面積	1,229.00 m ²
敷地面積	3,596.89 m ²



園開放「なかよしルーム」

『なかよしルーム』は毎月1回水曜日です！
 詳しい日程内容は子育て支援センターたんぽぽ
 で発行する『タンポポ』をご覧ください。

- お友だちと仲良く楽しく遊びましょう
- 子育ての悩み・不安なども気軽にご相談下さい。

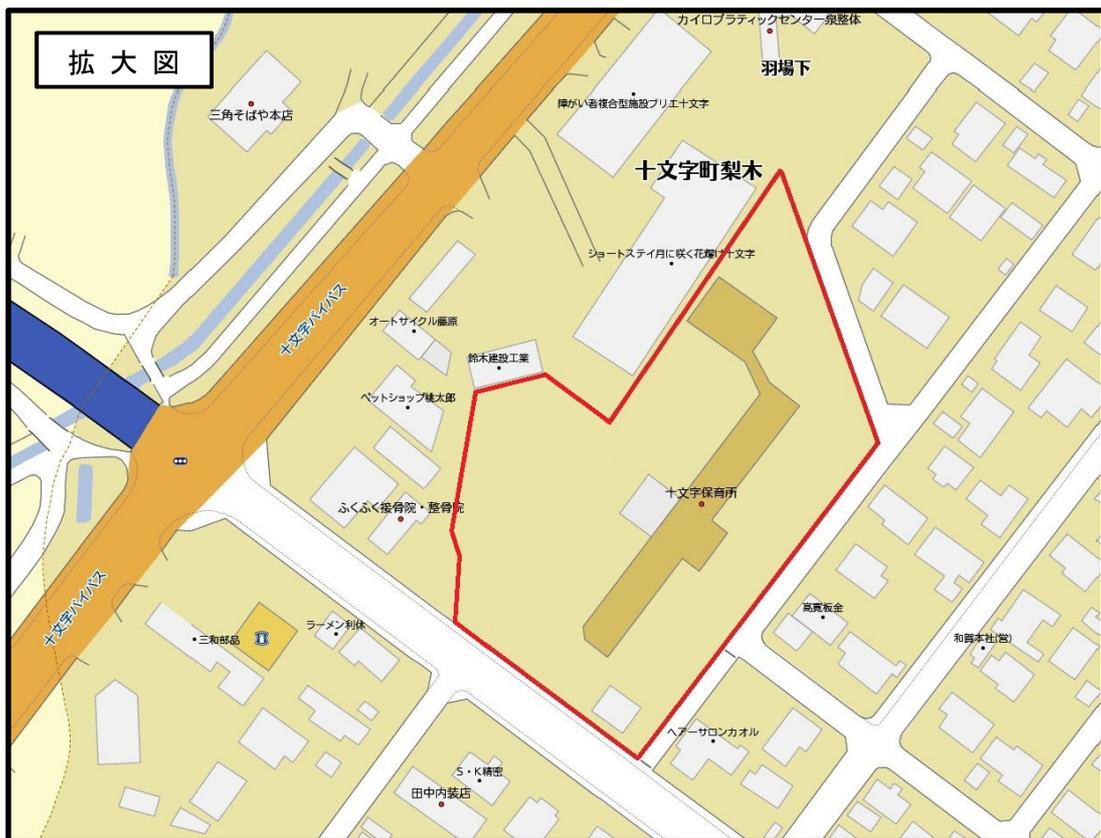
☎ 川西保育所 26-2133

平成30年度 年間行事

4月	入所のつどい・幹部役員会・保護者会総会・ストップマーク設置・内科健診（1回目）
5月	こどもの日集会・市指導隊による交通安全指導・春のピクニック（ひまわり・すみれ組）
6月	歯科検診・保育参観日・自衛消防訓練（1回目）・防火教室・合同観劇
7月	七夕集会・ひまわりうきうきサマーデー・図書館訪問・花火教室
8月	交通安全マスコット配布・保護者会役員会
9月	世代交流運動会・内科検診（2回目）・秋の遠足
10月	自衛消防訓練（2回目）・発表会・西部わくわくランド（年長児交流会）
11月	祖父母参観・給食参加日（年長・中児保護者）・収穫祭
12月	記念写真撮影・クリスマス集会
1月	幹部役員会・梵天親子楽しみ会
2月	豆まき集会・ヤマハ音楽鑑賞会
3月	ひなまつり集会・新旧役員会・おわかれ会・修了式
毎月の 行事	誕生会・安全指導・避難訓練・職員会議・所内研修・身体計測・ちょっぴりクッキングデー 集会 ふれあいセンターで遊ぶ等（年間3～4回福祉施設への慰問）

1. 移管する保育所の位置

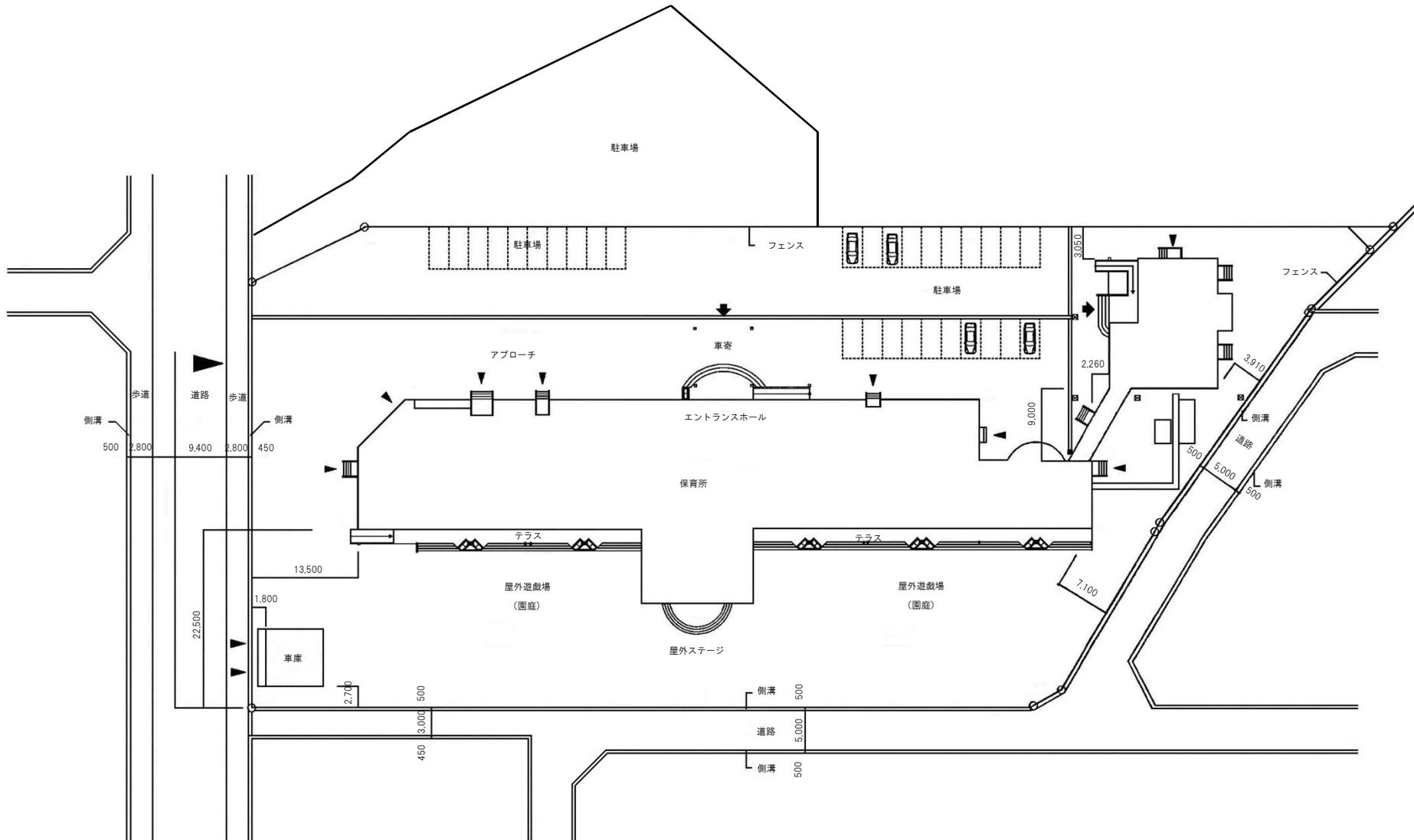
■ 十文字保育所 (横手市十文字町梨木字羽場下 10 番地 113)



2. 移管する保育所の図面【十文字保育所】

外構平面図

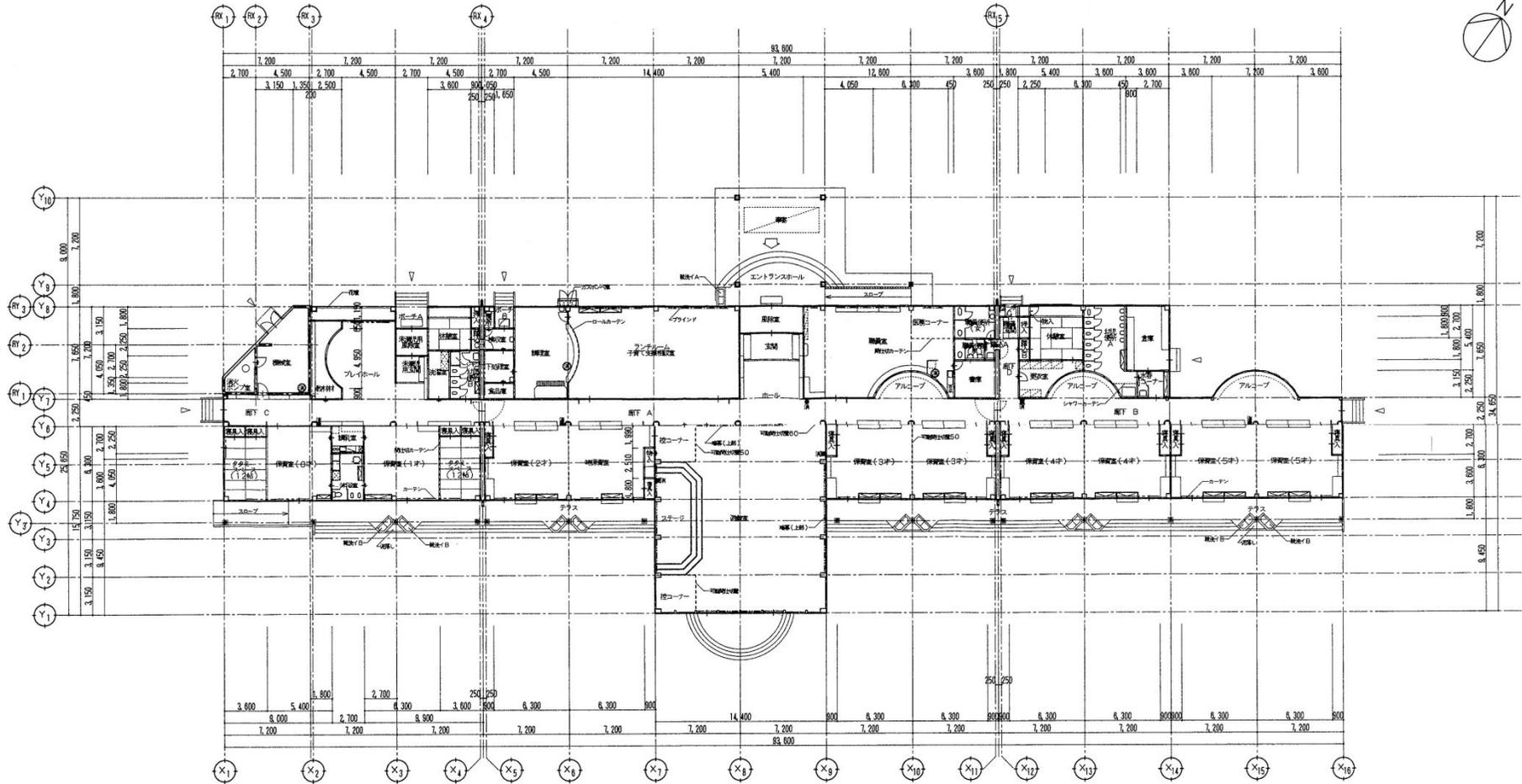
縮尺なし



3. 移管する保育所の図面【十文字保育所】

建物平面図

縮尺なし



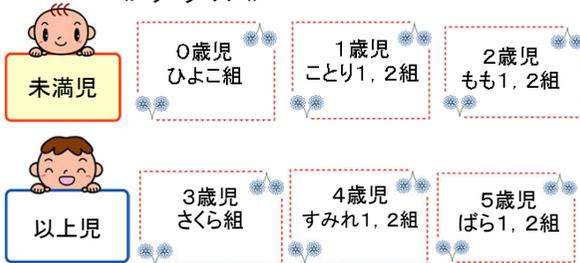
(別紙2)

4. 保育所要覧【十文字保育所】

<職員構成>

職名	人数	職名	人数
所長	1	子育て支援室	2
主任保育士	1	特別支援保育	1
専門員	1	一時預かり保育	1
保育士	17	短時間保育士	1
保育補助	1	調理員	4
看護師	1	業務員	1

《クラス》



保育所要覧

平成30年度

十文字子育て支援センター 十文字保育所



〒019-0509
秋田県横手市十文字町梨木字羽場下10-113
TEL 0182-42-1055
FAX 0182-42-2288

21世紀をになう子どもを育てるみんなの願い

<横手市子どもの権利宣言>

Y	より良い街づくりに積極的な横手っこ
O	お互いを尊重し合える横手っこ
K	環境を考え郷土を大切にする横手っこ
O	大空のような広い心の横手っこ
T	尊い命を大切にする横手っこ
E	笑顔が素敵な横手っこ

私たちは以上のような横手っこを目指します！

運営方針

- ・健康と安全管理の徹底
- ・豊かな人間性を育む保育活動と環境の構成
- ・家庭地域との密接な連携

<こんなことをしています>

☆延長保育…保育時間 7:30~19:00

☆乳児保育…産後8週目から

☆一時預かり保育…保育時間 8:30~16:30

利用料…一日(3歳~ 1,000円~、2歳未満~1,500円)

☆特別支援保育…専門機関と連携しながら、成長を援助します。

<年間行事予定>

4月	入所を祝う会・保育参観・父母の会総会
5月	こどもの日楽しみ会・ピクニック・内科健診・親子遠足
6月	歯科健診・運動会
7月	プール遊び・夏まつり・猩々祭り参加
8月	プール遊び・人形劇観劇
9月	引渡し訓練 防火教室 みんなの参観日・敬老会参加
10月	わくわくランド、内科健診、ゆうぎ会・ピクニック
11月	電車でおでかけ・ピクニック
12月	もちつき大会・クリスマス楽しみ会
1月	正月あそび、そりあそび、保育参観(ばら組)
2月	豆まき、お別れ遠足(ばら組) 記念撮影(ばら組)、新入児説明会
3月	ひな祭り楽しみ会 お別れ会、卒園式、修了式

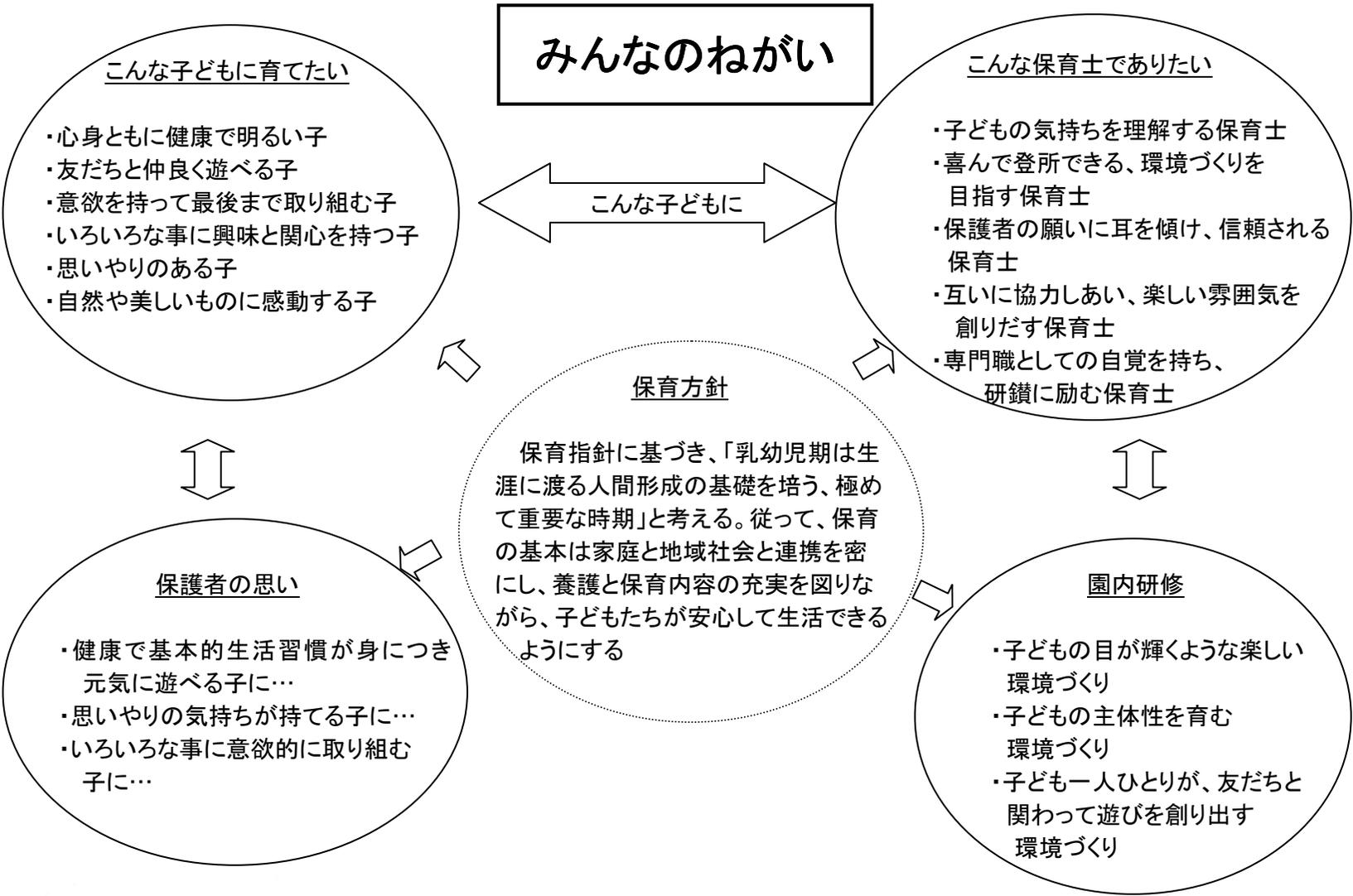
<毎月の行事>

- ・誕生会 ・身体計測 ・避難訓練 ・安全指導 ・布団手入れ日
- ・防犯訓練(期ごと)

◎「さくらんぼ」
・まだ保育所に入っていないお友達、あそびに来てください。付き添いはご家族どなたでも結構です。
・月曜日~金曜日
・9:30~16:30
・十文字保育所内

◎子育て相談
・育児に関することで不安や悩み、心配事についてご相談ください。(電話でも、来所でも)
・月曜日~金曜日
・9:30~16:30
◎相談のおもちや箱
・小児科医岡田先生の相談日
病気以外のことでどうぞ(年8回)

◎保育情報サービス
◎子育てサークルへのお手伝い
◎育児講座の開催



<沿革>

昭和40年 4月 十文字町東町慧日寺境内に町立保育所として開設(定員80名)

昭和43年 4月 十文字町西原二番町に移転(定員120名)

昭和50年 6月 未満児1室と年少児2室を増築(定員180名)

昭和53年 4月 十文字第一保育所に改称(定員90名)

十文字町腕越に十文字第二保育所開設

昭和61年 4月 十文字第二保育所定員変更(60名)

昭和63年 4月 十文字第一保育所定員変更(100名)

平成 2年 4月 十文字第二保育所定員変更(45名)

平成13年12月 十文字第一保育所・第二保育所を統合し梨木に十文字保育所新築(定員150名)

通所バス運行開始、地域子育て支援事業開始

平成17年 4月 定員変更(160名)

平成22年 4月 棟続きに0歳児棟増設(ひよこ組 定員27名)

平成24年10月 定員変更(190名)

平成30年 4月 定員変更(160名)

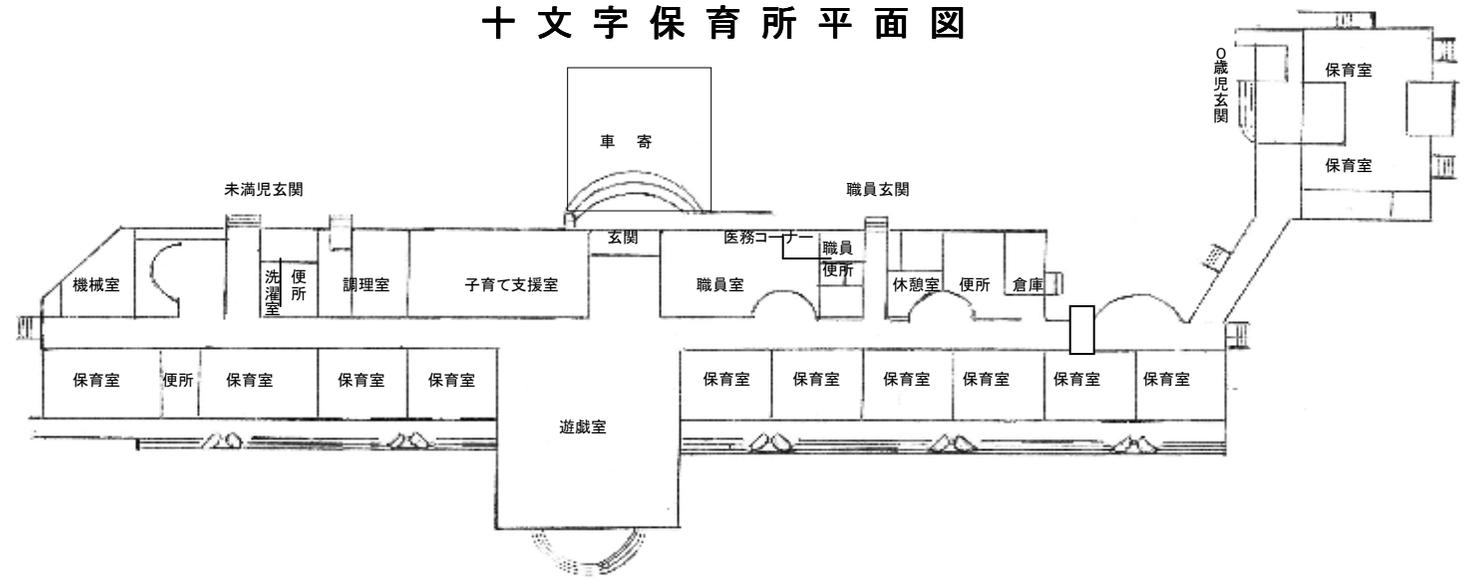
< 保 育 所 の 一 日 >

<未満児>		<以上児>	
7:30	登所(早朝保育)	7:30	登所(早朝保育)
	健康観察・服装観察		健康観察・服装観察
8:30	好きな玩具で遊ぶ	8:30	挨拶・所持品の始末
	挨拶・排泄・おむつ交換		好きな玩具で遊ぶ
	おやつ・散歩など		好きな遊び・中心活動
11:00	片付け・排泄	11:20	給食準備・給食
	給食準備・給食・歯磨き		片付け・歯磨き
	好きな遊びをする		好きな遊び・片付け
12:30	排泄・午睡準備・午睡	13:00	排泄・午睡準備・午睡
15:00	目覚め・排泄・おやつ	15:00	起床・おやつ・歯磨き
	健康観察・服装観察		健康観察・服装観察
16:00	好きな遊びをしながら	16:00	好きな遊びをしながら
19:00	迎への順に降所	19:00	迎への順に降所

< 建 物 の 状 況 >

室名	面積(m ²)	室名	面積(m ²)
乳児室	190.68	事務室	75.07
ほふく室	71.28	保育士休憩室	24.3
保育室	359.81	調理室	37.47
遊戯室	229.87	倉庫	36.83
調乳室	18.9	廊下	344.57
医務室	9.72	便所	50.5

十 字 字 保 育 所 平 面 図



(別紙3)

応募関係書類一覧表

法人名 _____ :

申込する保育所名 _____ :

- 提出書類はA4判(両面印刷可)で統一すること。
- 提出部数は正本×1部、副本(複写可)×10部
- この一覧を一番上にし、下表のインデックスNo.順にインデックス(番号を記載)を貼付、また、インデックスごとにページ番号を付けてファイル(A4タテ)に綴じること。なお、ファイルの表紙と背表紙には応募先保育所名と法人名を記載すること。
- 添付する書類については、チェック欄に○を付けること。

インデックスNo.	提出書類	様式	チェック欄
1	横手市保育所設置・運営民営化法人応募申込書	様式第1号	
2	法人に関する調書	様式第2号	
3	法人の役員等名簿	様式第3号	
4	定款及び諸規程(運営、施設管理、就業、給与、経理ほか)の写し ※定款は原本証明をすること。		
5	履歴事項全部証明書(登記簿謄本の写し) ※応募前1か月以内に証明されたものに限る。		
6	代表者の印鑑登録証明書 ※応募前1か月以内に証明されたものに限る。		
7	法人の組織及び運営に関する事項を記載した書類(経営理念や事業概要、組織図、施設整備実績、パンフレット等)		
8	平成30年度における法人の事業計画書及び収支予算書		
9	直近3年間(平成27～29年度)の法人指導監査結果の写し		
10	当応募に関する理事会の議事録		
11	平成30年度における現に運営する施設の事業計画書		
	(添付書類) 職員の勤務体制表		
12	現に運営する保育所の概要	参考様式1	
	(添付書類) 施設案内、パンフレット等 直近3年間(平成27～29年度)の現に運営する施設の職員数、 職員の平均勤続年数、平均年齢、採用者数、退職者数	参考様式2	
13	直近3年間(平成27～29年度)の保育所指導監査結果の写し		
14	移管保育所の事業計画書	様式第4号	
	(添付書類) 職員研修計画等		
	職員の勤務体制表		
	履歴書(施設長予定者及び主任保育士予定者) 資格証明書等の写し(施設長予定者及び主任保育士予定者の 保育士・保健師・看護師の資格)		
15	移管後3か年度(2021(平成33)～2023(平成35)年度)の移管保育所の運営 収支計画書	参考様式3	

インデックスNo.	提出書類		様式	チェック欄
16		直近3期分の財務諸表(平成27~29年度)		
	-①	資金収支計算書及び内訳書		
	-②	事業活動収支計算書及び内訳書		
	-③	財産目録(詳細が表示されていること。)		
	-④	貸借対照表		
	-⑤	決算付属明細書		
	-⑥	収支計算分析表(直近3期において提出が必要であった場合)		
	-⑦	固定資産台帳		
17		法人の代表者に都道府県民税、法人税、市町村民税、消費税及び地方消費税の未納がないことを証明する書類 ※応募前1か月以内に証明されたものに限る。		

(別紙4)

公募要項等に関する質問書

平成 年 月 日

法人名・部署名	
担当者職・氏名	
住 所	
電 話	
F A X	
Eメール	

申込保育所名	
--------	--

○質問内容

※公募に関する応募状況、審査状況等については回答できません。

公立保育所民営化法人候補者の選定に係る評価項目

項目	着眼点	評価の参考資料
1 法人及び保育所運営について		
	(1) 移管保育所を運営するにふさわしい応募動機を有しているか。	2 法人に関する調書 3 法人の役員等名簿 4 法人の定款及び諸規程 7 法人の組織及び運営に関する事項を記載した書類 8 平成30年度における法人の事業計画書及び収支予算書 9 直近3年間の法人指導監査結果の写し 10 当応募に関する理事会の議事録 14 移管保育所の事業計画書(①応募した動機・経緯) 16 直近3期分の財務諸表
	(2) 法人の運営は、社会福祉の理念に沿っているか。	
	(3) 法人の沿革や理事会等の体制は、良好な保育所運営を期待できるか。	
	(4) 職員の労務管理は適切であるか。	
	(5) 安定的な経営を行うための財政的余裕があるか。	
2 保育所の運営状況について		
	(1) 保護者に対して、保育理念や目標等が情報提供できているか。	11 平成30年度における現に運営する施設の事業計画書 12 現に運営する保育所の概要 13 直近3年間の保育所指導監査結果の写し
	(2) 過去3年の行政指導監査において、重大な指摘事項がなかったか。また、指摘事項についての適切な改善が行われているか。	
	(3) 職員の配置や職務分担はバランスの取れたものになっているか。	
3 移管保育所の設置・運営について		
	(1) 保育理念や目標、基本方針、保育の姿が子どもを主体としたものになっているか。	14 移管保育所の事業計画書 15 移管後3か年度の移管保育所の運営収支計画書
	(2) 職員の資質を向上させるための研修機会等は十分であるか。	
	(3) 児童の健康管理に対する配慮は適切か。	
	(4) 児童の発育や健康状態に応じた給食や食育への考え方は十分かつ適切か。また、アレルギー児等配慮を要する児童に対し適切に対応可能な体制があるか。	
	(5) 障がいがある等の特別な支援を要する子どもの保育について十分に理解があり、対応が適切か。	
	(6) 衛生管理、安全管理の考え方は十分かつ適切か。	
	(7) 保護者との連携、連絡体制は適切か。	
	(8) 地域住民との交流や行事参加、地域貢献、公共機関等との連携について積極的取り組みものになっているか。	
	(9) 虐待等が疑われる子どもの早期発見と適切な対応を行うものになっているか。	
	(10) 緊急時の危機管理に関するマニュアルを整備し、訓練体制を確立しているか。	
	(11) 要望・苦情等に対する処理体制の取組は評価できるか。	
	(12) 職員の処遇や雇用形態、継続的な雇用に関する考え方は適切か。	
	(13) 施設長及び主任保育士の保育所等における経験年数は十分か。	
	(14) 特別保育事業に積極的に取り組むものになっているか。また、必要性を理解し、具体的な方向性を持っているか。	
	(15) 園解放、子育て相談等地域の子育て支援に積極的に取り組むものになっているか。	
	(16) 引継保育に対する考え方や対応は適切か。	
	(17) 移管保育所に勤務している臨時保育士等について、積極的に正規(常用雇用)職員に採用する職員配置計画となっているか。	
	(18) 収支予算計画は適切であり、良好な施設運営が見込まれるか。	
	(19) 移管保育所の施設の適切な維持管理・老朽化対策が示されているか。また、将来的な施設整備のための自己資金確保の見込みはあるか。	

様式第1号

横手市保育所設置・運営民営化法人応募申込書

平成 年 月 日

横手市長 高橋 大 様

所在地 _____

法人名 _____

代表者氏名 _____

「横手市保育所の民営化に係る設置・運営法人公募要項」に基づき、保育所の設置・運営民営化法人の応募について、別紙のとおり関係書類を添えて申し込みます。

1. 申込保育所名 _____

2. 添付書類 応募関係書類一覧表（別紙3）のとおり

【連絡先】

法人名・部署名	
担当者職・氏名	
住所	〒
電話	
FAX	
E-mail	

様式第2号

法人に関する調書

平成 年 月 日現在

法人名	ふりがな				
所在地					
代表者名	ふりがな				
設立年月日	年 月 日				
登記年月日	年 月 日				
基本財産	円				
職員数	役員 人 ・ 職員 人				
役員構成	※インデックス No. 3 法人の役員等名簿（様式第3号）を参照				
現に運営している保育所等 ※保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、認可外保育施設等について記入すること。	施設種別	施設名	所在地 (県・市)	設立年月日	定員
現に運営する保育所等以外の社会福祉施設					
ホームページURL					
上記以外の法人の事業概要					

※記入欄が不足する場合には、様式を加工して欄を増やすか、任意様式の別紙に記載してください。

法人の役員等名簿

平成 年 月 日現在

法人名		ふりがな				
役員※1	評議員※2	ふりがな 氏名	生年月日	住 所	職 業 等※3	備 考※4
					()	
					()	
					()	
					()	
					()	
					()	
					()	
					()	

1. 法人の全ての役員・評議員について記載してください。

2. 応募資格及び欠格事項等の確認のため、関係機関等へ照会させていただく場合があります。

3. 記入欄が不足する場合は、様式を加工して欄を増やすか、任意様式の別紙に記載してください。

※1 役員欄は、理事長、理事、監事など具体的な役職を記入してください。

※2 評議員欄は、評議員である者に○印を記入してください。

※3 職業等欄は、現職を記入してください。ただし、その役員等の能力、経験を知る上で参考になる職歴がある場合は、()欄に併記してください。(その場合は元職であることを明示してください。)

※4 備考欄には他法人等の役員(または代表者)を兼ねている場合において、法人等の名称と役職名を記載してください。

様式第4号

移管保育所の事業計画書

法人名：

移管（申込）保育所名：

各項目についてできるだけ具体的に記載してください。
（記入欄は必要に応じて適宜枠を拡幅・縮小してください。）

①定員

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
人数							

※（参考資料3）「保育所入所児童数の推移と推計」を参考に記載してください。

②応募した動機・経緯

③保育所の運営方針・保育目標

移管保育所における運営方針、保育目標に関する考え方を記載してください。

④職員の資質向上に向けた取組み

保育技術・知識習得のための職員研修の実施や人材育成に関する考え方等を具体的に記載してください。
※職員研修計画・スケジュール等を添付してください。（既成のもので可）

⑤在園児の健康管理に関する取組み

日常における子ども一人一人の健康状態の把握や、健康診断等の実施、保護者との連絡体制等について記載してください。

⑥給食・食育についての考え方

子どもの発達・発育、健康状態に応じた給食や、食物アレルギーのある子どもへの対応、食育の推進に関する考え方等について記載してください。

※食物アレルギーのある子どもへの対応マニュアル等があれば添付してください。

⑦特別な支援を要する子どもの保育についての考え方

障がいがある等、特別な支援を要する子どもの保育に関する考え方やその実績、研修計画等について記載してください。

⑧保育環境（衛生面・安全面）を整えるための取組み

施設内外の適切な環境維持や衛生管理、安全に関する様々なリスクの把握と安全確保のための対策等について記載してください。また、感染症等の予防や発生時の子ども・保護者への対応等についても記載してください。

※衛生管理、安全管理、及び感染症等の予防・対応に関するマニュアル等があれば添付してください。

⑨保護者との連絡・連携に対する取組み

日常における保護者との情報共有や相互理解を得るための取組み、及び積極的な保育参加の促進に関する考え方や個別面談等の実施実績について記載してください。

⑩地域及び関係機関との連携に関する取組み

地域との交流（行事参加等）や地域への貢献、また、公共機関等、特に小学校との連携に関する取組みについて、実施実績も含めて記載してください。

⑪虐待の防止及び早期発見に対する取組み

児童虐待やネグレクト（育児放棄）等の早期発見に向けた取組みと、適切な対応等について記載してください。また、研修等の実施実績についても記載してください。

※防止・対応マニュアル等があれば添付してください。

⑫危機管理に対する取組み

事故や災害発生時及び事後の対応、外部からの不審者の侵入に対する防止策及び対応策等について記載してください。また、研修・訓練等の実施実績についても記載してください。
※各防止・対応マニュアル等があれば添付してください。

⑬要望・苦情解決に対する取組み

要望・苦情等への対応体制や取組み、外部（第三者）委員の活用等について具体的に記載してください。

⑭職員の確保と勤務体制

移管保育所における職員の確保の方法・時期・採用見通しや、移管保育所に現在勤務する非常勤職員の継続雇用に関する考え方について記載してください。

※施設長及び主任保育士予定者については、履歴書（任意様式）、資格証明書等の写しを添付してください。

■施設長予定者

氏名：

年齢：

保育士（保健師・看護師）資格：有（ 年 月 日取得）・無

保育所等児童福祉施設での勤務経験：有（ 年）・無

保育所等児童福祉施設での施設長としての経験：有（ 年）・無

■主任保育士予定者

氏名：

年齢：

保育士資格： 年 月 日取得

保育所等児童福祉施設での勤務経験：有（ 年）・無

保育所等児童福祉施設での主任保育士としての経験：有（ 年）・無

⑮特別保育事業等への取組み

延長保育事業や一時保育事業、休日保育事業、病児保育事業等への取組みについて、職員配置の考え方や、実施実績も含めて記載してください。

⑩地域の子育て家庭支援への取組み

育児相談など、地域の保護者に対する保育所の専門性を活かした子育て支援のための取組みや、地域の関係機関等との連携・情報提供に関する考え方について記載してください。また、実施実績や取組等があれば記載してください。

⑪引継ぎの具体的な計画

主に次の3点を中心に記載してください。

- ①移管先法人に選定されてから引継保育を開始するまでの引継ぎ方法（事務関係、行事等）
- ②引継保育に従事する保育士の確保（法人内の異動）、及び調理業務等の保育以外の園業務についての把握・引継ぎ方法や考え方
- ③移管保育所の園児や保護者に対する配慮

⑫施設の維持管理・老朽化対策についての考え方

移管保育所の建物や設備等の維持管理や、中・長期的な修繕に関する考え方について記載してください。また、将来的な大規模修繕や増改築等のための自己資金の確保についても記載してください。

(参考様式1)

現に運営する保育所の概要

※任意様式としますが、記載する内容については次の事項に留意して作成すること。(複数の施設を運営している場合は、各施設について作成すること。)

1 施設の概要

- 保育所名、所在地、定員、認可年月日、開所時間、受入年齢(月齢)
- 施設長の経験年数及び資格の有無
- 職種別職員数(常勤・非常勤の別を含む。)、平均勤続年数、充足状況
- 過去3か年(平成28年～平成30年)の3月初日における年齢別入所児童数

2 運営の実績

- 保育理念、保育目標、保育方針、保育計画、年間行事实績など
- 職員の研修内容や実績
- 健康管理に関する取組み
児童の健康管理に特に留意している点、健康診断、アレルギー児への対応、医療機関との連携などについて具体的に記載
- 給食に対する取組み(直近月の「献立表」を添付すること。)
特に工夫している点、職員の検便、食の安全に対する配慮、発達・発育及び健康状態に応じた給食、アレルギー児への対応、食育への考え方、献立作成に際して留意している点などを具体的に記載すること。
- 過去3か年度(平成27年度～平成29年度)における障がい児の受入状況(年齢、障がい区分、障がいの程度)
- 衛生面・安全面の確保に対する取組み(感染症予防・発生時の対応を含む。)
- 保護者との連絡・連携に関する取組み
- 保育所からの情報提供の取組
- 地域及び関係機関との連携や、近隣住民へ配慮していることなどを具体的に記載すること。
- 虐待の防止及び早期発見に対する取組み
- 危機管理への対応(防火・防災、不審者侵入、事故などへの対応)
- 保護者から寄せられた苦情等の内容とその対応
- 特別保育事業の実施概要及び実績
- 育児相談や育児講座、園庭解放、園行事への参加呼びかけなど、地域の子育て家庭への支援の状況
- 保護者が費用を負担する内容及び金額

(参考様式2)

現に運営する施設の職員数、職員の平均勤続年数・平均年齢・採用者数・退職者数

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
現に運営している保育所等 ※保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、認可外保育施設等について記入すること。	職員数	人	人	人
	施設数	施設	施設	施設
	平均勤続年数	年	年	年
	平均年齢	歳	歳	歳
	年間採用者数	人	人	人
	年間退職者数	人	人	人
現に運営している保育所等以外の社会福祉施設	職員数	人	人	人
	施設数	施設	施設	施設
	平均勤続年数	年	年	年
	平均年齢	歳	歳	歳
	年間採用者数	人	人	人
	年間退職者数	人	人	人

1. 職員数、施設数、平均勤続年数、平均年齢については、各年度4月1日時点の数値を記載してください。
2. 平均勤続年数、平均年齢については小数点以下第1位まで記載してください。(小数点以下第2位で四捨五入)
3. 様式は任意のものとしします。

(参考資料 1)

横手市普通財産貸付料算定基準

【公共用目的の場合（社会福祉法人、学校法人等）】

市有地の貸付標準額（土地台帳評価額）× 1.4%

※「貸付標準額（土地台帳評価額）」とは当該年度における市有地の近傍類似地の固定資産課税標準額の1平方メートルあたりの額に、当該貸付に係る面積を乗じて得た額をいう。

(参考)

隣接する宅地1平方メートルあたりの平成30年度固定資産課税標準額

- ・ 川西保育所 . . . 2,263 円/㎡
- ・ 十文字保育所 . . . 10,609 円/㎡

⇒ 上記を参考に計算した場合の社会福祉法人等が運営する社会福祉事業の貸付料（年額）

■ 川西保育所 貸付標準額 $(2,263 \text{ 円/㎡} \times 3,596.89 \text{ ㎡}) \times 1.4\% = 113,956 \text{ 円}$

■ 十文字保育所 貸付標準額 $(10,609 \text{ 円/㎡} \times 8,477.62 \text{ ㎡}) \times 1.4\% = 1,259,146 \text{ 円}$

※上記貸付標準額は現時点におけるものであり、実際に貸付する際には多少変動する可能性がありますので、ご了承ください。

(参考資料2)

公立保育所非常勤職員処遇の現状

職名	区分	時給	※月額	就業時間	月平均 就労日数	通勤手当	昇給	賞与	有給休暇	休日等
保育士	1～2年目	1,020	160,650	7.5h/日 (37.5h/週)	21日/月	上限8,000円/月	なし	なし	10日+夏季休暇3日	・週休2日制 ・日曜・祝日休み ・月1～2日土曜日勤務あり
	3年目～	1,100	173,250							
	役職等あり	1,170	184,275							
栄養士		960	151,200							
調理員		840	132,300							
運転手兼業務員		1,020	160,650							
添乗員兼清掃員		840	132,300							

(参考資料3)

保育所入所児童数の推移と推計

■地域別0～5歳人口の推移と推計(H17～H37 各年10月1日現在)

地域	地域内施設数	0歳					1歳					2歳					3歳					4歳					5歳					0～5歳				
		H17	H22	H27	H32	H37	H17	H22	H27	H32	H37	H17	H22	H27	H32	H37	H17	H22	H27	H32	H37	H17	H22	H27	H32	H37	H17	H22	H27	H32	H37	H17	H22	H27	H32	H37
横手	14	284	302	237	212	187	289	230	219	195	172	305	301	250	218	192	297	306	268	220	194	271	272	297	214	189	328	281	264	252	209	1,774	1,692	1,535	1,311	1,143
増田	1	52	33	33	32	28	46	36	32	31	28	60	47	27	34	30	53	47	36	35	30	70	49	47	41	36	71	52	36	32	31	352	264	211	205	183
平鹿	5	96	71	62	57	51	97	93	74	64	58	98	88	74	64	58	102	97	88	73	66	101	97	79	67	61	115	109	87	75	64	609	555	464	400	358
雄物川	2	86	48	34	40	37	66	63	49	45	41	81	57	52	46	42	81	75	45	49	44	83	62	57	49	44	81	85	52	46	45	478	390	289	275	253
大森	2	47	35	19	25	22	36	38	35	28	24	50	33	23	26	22	46	52	36	33	28	53	45	39	33	29	55	47	36	31	29	287	250	188	176	154
十文字	4	103	84	65	65	57	95	98	88	67	60	115	98	64	66	59	108	84	100	75	66	131	112	82	77	68	142	95	81	72	63	694	571	480	422	373
山内	1	19	22	14	14	12	22	20	11	13	12	21	17	11	13	12	27	30	15	16	15	25	29	21	18	16	27	23	20	13	14	141	141	92	87	81
大雄	1	34	35	20	23	20	39	30	19	22	19	32	36	23	25	21	31	29	25	24	21	38	31	28	28	24	46	38	31	23	24	220	199	146	145	129
計	30	721	630	484	468	414	690	608	527	465	414	762	677	524	492	436	745	720	613	525	464	772	697	650	527	467	865	730	607	544	479	4,555	4,062	3,405	3,021	2,674

資料：H30までは国勢調査、H31以降は国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口(H30.3.30公表)に準拠。

■地域別入所児童数の推移と推計(H26～H30推移+H32・H37推計 各年4月1日現在 市内認可保育所のみ) ※入所児童の住所地ではなく保育所の所在する地域別の入所児童数。

地域	地域内施設数	0歳					1歳					2歳					3歳					4歳					5歳					0～5歳																		
		H26	H27	H28	H29	H30	H32	H37	H26	H27	H28	H29	H30	H32	H37	H26	H27	H28	H29	H30	H32	H37	H26	H27	H28	H29	H30	H32	H37	H26	H27	H28	H29	H30	H32	H37	H26	H27	H28	H29	H30	H32	H37							
横手	14	77	76	76	65	68	73	72	167	157	175	173	153	166	165	196	186	181	188	190	173	182	248	216	206	192	199	190	200	195	246	222	205	194	210	203	228	196	243	219	200	196	203	1,111	1,077	1,103	1,042	1,004	1,008	1,025
増田	1	8	8	5	10	4	7	7	12	19	17	15	16	16	15	26	17	26	21	17	12	19	23	46	27	31	27	31	27	40	25	47	27	31	25	26	34	40	26	46	27	27	27	143	155	148	150	122	118	121
平鹿	5	31	35	29	23	19	26	26	74	67	68	71	67	64	62	86	84	82	83	76	51	72	80	96	95	86	89	89	78	118	81	95	96	85	83	79	100	117	79	95	94	90	82	489	480	448	454	430	403	399
雄物川	2	14	15	11	14	6	12	12	28	31	27	31	28	30	29	26	34	39	32	38	17	35	41	32	47	53	41	46	47	39	45	41	47	54	52	48	31	38	56	43	46	42	48	179	195	221	220	213	199	219
大森	2	8	4	1	8	8	6	6	21	21	18	17	15	13	14	33	28	29	19	20	23	17	42	39	32	30	20	23	20	38	41	37	32	30	24	19	30	39	40	36	34	21	18	172	172	157	142	127	110	94
十文字	4	7	23	18	13	10	16	15	39	46	39	44	37	34	35	55	60	51	40	50	29	40	44	73	65	57	48	51	47	72	54	72	67	58	61	49	69	77	57	71	67	51	52	286	333	302	292	270	242	238
山内	1	2	4	3	4	5	4	4	12	7	11	8	12	10	11	5	13	8	14	9	16	13	24	9	13	6	16	15	14	20	23	10	13	6	10	14	15	20	24	11	13	16	14	78	76	69	56	61	71	70
大雄	1	6	5	5	3	4	5	4	9	14	9	14	12	13	13	28	15	16	10	19	15	16	24	32	20	26	12	20	21	33	25	32	20	26	26	22	36	33	25	33	21	12	22	136	124	107	106	94	91	98
計	30	153	170	148	140	124	149	146	362	362	364	373	340	346	344	455	437	432	407	419	336	394	526	543	505	481	452	465	454	555	540	556	507	484	491	460	543	560	550	554	502	455	466	2,594	2,612	2,555	2,462	2,321	2,242	2,264

資料：H30までは福祉行政報告例第54表「保育所・在所者(児童福祉法)及び待機児童数」、H31以降はコーホート変化率法による推計値。

■保育所別入所児童数の推移(H28～H30 各年3月31日現在)

【川西保育所】

	H26	H27	H28	H29	H30
0歳	5	4	0	2	4
1歳	8	13	9	7	5
2歳	9	12	15	10	7
3歳	14	10	13	15	11
4歳	14	13	11	14	15
5歳	10	15	13	11	16
計	60	67	61	59	58

【十文字保育所】

	H26	H27	H28	H29	H30
0歳	5	12	13	9	4
1歳	22	21	19	28	21
2歳	31	31	24	19	30
3歳	25	41	33	28	23
4歳	38	26	39	35	28
5歳	32	41	28	39	35
計	153	172	156	158	141

資料：福祉行政報告例第54表「保育・在所者(児童福祉法)及び待機児童数」